

上天草市障がい福祉計画

第3期障がい福祉計画（素案）

（平成24年度～平成26年度）



上天草市

目 次

第1章 計画の策定に当たって

第1項	計画策定の概要	1
（1）	計画の策定の背景・趣旨	1
（2）	計画の背景（障害者施策の動向）	2
（3）	計画の位置づけ	5
（4）	計画の期間	5
第2項	計画の基本的な考え方	6
（1）	計画の基本理念	6

第2章 自立支援システムの全体像

サービスの体系	7
---------	---

第3章 基本目標（平成26年度の移行数値）

第1項	福祉施設入所者の地域生活への移行	8
第2項	入院中の精神障害者の地域生活への移行	9
第3項	福祉施設利用者の一般就労への移行	10

第4章 障害福祉サービスの必要量の見込み

第1項	訪問系サービス	12
（1）	居宅介護	12
（2）	重度訪問介護	12
（3）	同行援護	12
（4）	行動援護	12
（5）	重度障害者等包括支援	12
第2項	日中活動系サービス	14
（1）	生活介護	14
（2）	自立訓練	15
（3）	就労移行支援	17
（4）	就労継続支援	18
（5）	療養介護	20
（6）	短期入所	21
第3項	居住系サービス	23
（1）	共同生活援助・共同生活介護	23
（2）	施設入所支援	24
第4項	指定相談支援サービス	25

第5章 地域生活支援事業の必要量の見込み

第1項	相談支援事業	27
第2項	コミュニケーション支援事業	28
第3項	日常生活用具給付事業	29
第4項	移動支援事業	31
第5項	地域活動支援センター事業	32
第6項	成年後見制度利用支援事業	33
第7項	その他の任意事業	33
	（1）日中一時支援事業	33
	（2）訪問入浴サービス事業	33
	（3）自動車運転免許取得・改造助成事業	34
	（4）スポーツ・レクレーション教室開催事業	34
第8項	天草地域自立支援協議会 の体系について	35

第6章 計画の推進

（1）計画の推進体制の整備	37
（2）計画の進行管理	37

第1章 計画の策定に当たって

第1項 計画策定の概要

(1) 計画策定の趣旨

平成18年4月に障害者自立支援法が施行され、障害者福祉は新たな段階に入ることになりました。市町村には障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画（障がい福祉計画）を策定することが定められ、本市においても平成18年度から平成20年度を第1期計画、平成21年度から平成23年度を第2期計画として障害福祉サービスや地域生活支援事業の推進及び平成23年度末までの新体系サービスへの移行完了を念頭に置き、数値目標やサービス見込量等を設定し、「上天草市障がい福祉計画」を策定しました。

平成24年度から平成26年度の「第3期上天草市障がい福祉計画」におきましても第2期計画の進捗状況等を踏まえ数値目標やサービス見込量等を策定します。

ただし、「障害者総合福祉法（仮称）」が平成25年8月までに実施される予定でありますので、計画期間中に見直すことがあります。

【障がい福祉計画について】

障害者自立支援法において、障がい福祉計画に盛り込む事業は、大きく次の3点です。

- ① 各年度における障害福祉サービス、相談支援のサービスの種類ごとの必要な量の見込み
- ② 障害福祉サービス、相談支援のサービスの種類ごとの必要な見込量の確保のための方策
- ③ 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項

（２）計画の背景（障害者施策の動向）

ここ数年の障害者施策の取組においては、「支援費制度の導入」「障害者自立支援法の制定・施行」など、障害のある方々の自立と社会参加を促進するための制度的な取組が、大きく変化してきたことから、それら制度改正の動向を整理してみました。

■支援費制度の開始

平成１２年の社会福祉基礎構造改革の一環として、身体障害者福祉法等が改正され、障害者福祉サービスについては、利用者の立場に立った制度を構築するため、行政がサービス内容を決定する「措置制度」から、障がいのある人自らがサービスを選択し、事業者と対等な関係に基づき、契約によりサービスを利用する「支援費制度」が平成１５年４月から開始されました。

■障害者基本法の改正

平成１６年６月には、障害者基本法が改正され、「何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。」と差別の禁止が明記されました。

■発達障害者支援法の制定

発達障害者の心理機能の適正な発達及び円滑な社会参加の促進のために、発達障害者支援法が平成１６年１２月に制定され、平成１７年４月から施行されました。この法律では、発達障害を早期に発見し、発達支援を行うことに関する国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、学校教育における発達障害者への支援、発達障害者の就労の支援、発達障害者支援センターの指定等について定められました。

■障害者の雇用の促進等に関する法律の改正

精神障害者の雇用対策の強化などを柱とした改正障害者雇用促進法が平成１７年７月に制定され、平成１８年４月から施行されました（一部は平成１８年１０月施行）改正法では、従業員の１．８％を身体障害者、知的障害者とする現行の法定雇用率の算定対象に、新たに精神障害者が加わりました。

■障害者自立支援法の制定

障がいのある人の地域生活と就労を進め、自立を支援する観点から、これまでは障害種別ごとに異なる法律に基づいて自立支援の観点から提供されてきた福祉サービス、公費負担医療費等について、新たな共通の制度の下で一元的に提供する仕組みを創設することを目指した障害者自立支援法が平成１７年１０月に制定され、平成１８年４月から施行されました（一部は平成１８年１０月施行）。

■障害者自立支援法の施行令の改正

障害者自立支援法の制定後、障害者福祉制度に関しては、利用者の応能負担を基本とする新たな総合的な制度をつくることとしていますが、応能負担への第一歩として、平成２２年４月から、低所得（市町村民税非課税）の障がい者等に対し、福祉サービス及び補装具に係る利用者負担を無料とすることとなりました。

■障害者自立支援法の改正

平成２２年１２月１０日に公布された「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」（整備法）により、障害者自立支援法が改正され、平成２３年１０月から、グループホーム・ケアホームの利用助成（家賃助成）及び視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等に対する移動支援の個別給付化（同行援護の創設）が実施されることとなりました。

また、平成２４年４月施行分として、相談支援施策の充実、障害児支援施策の強化策等が盛り込まれています。

■障害者虐待防止法の制定

平成２３年６月に、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律が公布され（平成２４年４月施行）、障害者に対する虐待の防止、国等の責務、虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者に対する支援のための措置等が定められました。

■障害者制度改革の状況

障害者制度改革については、平成21年12月8日、「障がい者制度改革推進本部」が設置され、平成22年6月には、政府として「障害者制度改革の推進のための基本的な方向について」を閣議決定しました。この閣議決定により、障害者自立支援法に代わる障害者総合福祉法（仮称）の制定に向けて検討が行われており、制度の谷間のない支援の提供、個々のニーズに基づいた地域生活支援体系の整備等を内容とする制度の構築について、平成25年8月までの施行を目指すこととされています。

【参考】

「障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」の概要

- | | |
|---|--|
| ① 法律の趣旨
(平成22年12月10日施行) | → 障害保健福祉分野を見直すまでの間における障がい者等の地域生活支援のための法改正 |
| ② 利用者負担の見直し
(平成24年4月1日施行) | → 利用者負担については、原則応能負担に障害福祉サービスと補装具の利用者負担を合算 |
| ③ 障害者の範囲の見直し
(平成22年12月10日施行) | → 発達障害が障害者自立支援法の対象となることを明確化 |
| ④ 相談支援の充実
(平成24年4月1日施行) | → 相談支援体制の強化
・ 基幹相談支援センターの設置
・ 「自立支援協議会」を法律上に位置づける
・ 支給決定プロセスの見直し |
| ⑤ 障害児支援の強化
(平成24年4月1日施行) | → 児童福祉法で基本としている身近な地域での支援の充実
・ 現在は障害種別等で分かれている施設の一元化
・ 通所サービスの実施主体の市町村への移行等
放課後等デイサービス・保育所等訪問支援の創設 |
| ⑥ 地域における自立した生活のための支援の充実
(平成23年10月1日施行) | → グループホーム・ケアホーム利用の際の助成を創設
重度の視覚障害者の移動を支援するサービスの創設 |

※参考については、今後、国の制度改革の詳細が示された段階で変更することもある。

(3) 計画の位置付け

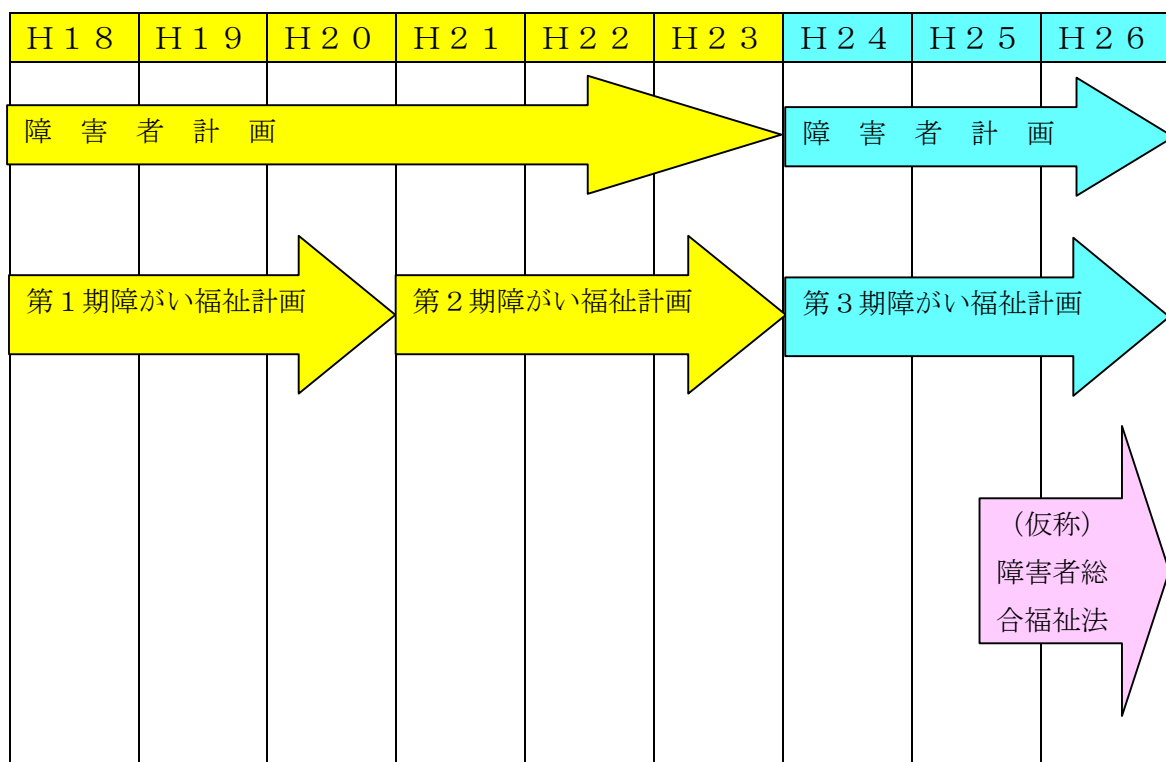
この計画は、障害者自立支援法第88条に基づき策定された第1期「上天草市障がい福祉計画」に規定されている中間年見直しに当たるものであり、前計画の理念や基本目標を継承しつつも、新たな課題に対応するため、より効果的な支援策を実施するために策定するものです。

また、国及び県が策定した関連計画や上天草市の最上位計画である「上天草市総合計画」をはじめ上天草市が策定した各種福祉分野の関連計画等との整合性を図りながら策定したものです。

(4) 計画の期間

「上天草市障がい福祉計画」は、3年ごとに策定することとされており、第3期計画としては、平成24年度から平成26年度を期間とします。

ただし、国が示した「第3期障がい福祉計画」の考え方において「(仮称)障害者総合福祉法」の平成25年8月までの実施を目指しており、計画期間中に計画を見直すことになる可能性があります。



第2項 計画の基本的な考え方

(1) 計画の基本理念

■ 障がい者等の自己決定と自己選択の尊重

ノーマライゼーションの理念の下、障害の種別、程度を問わず、障害者等が自らその居住する場所を選択し、その必要とする障害福祉サービスその他の支援を受けつつ、障害者等の自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービスの提供体制の整備を進めます。

■ サービス基盤の地域間・障害種別間の縮小

障害福祉サービスに関し、地域間の均衡を図るとともに、従来の身体障害、知的障害及び精神障害と障害種別ごとに分かれていた制度の一元化により、各障害者が障害福祉サービスを平等に受けられるようサービス基盤の充実を図ります。

■ 施設入所・入院から地域生活への移行促進

障がい者の地域生活への移行の一層の促進を図るため、相談支援体制、住まいの場、日中活動の場の整備・充実に努めます。

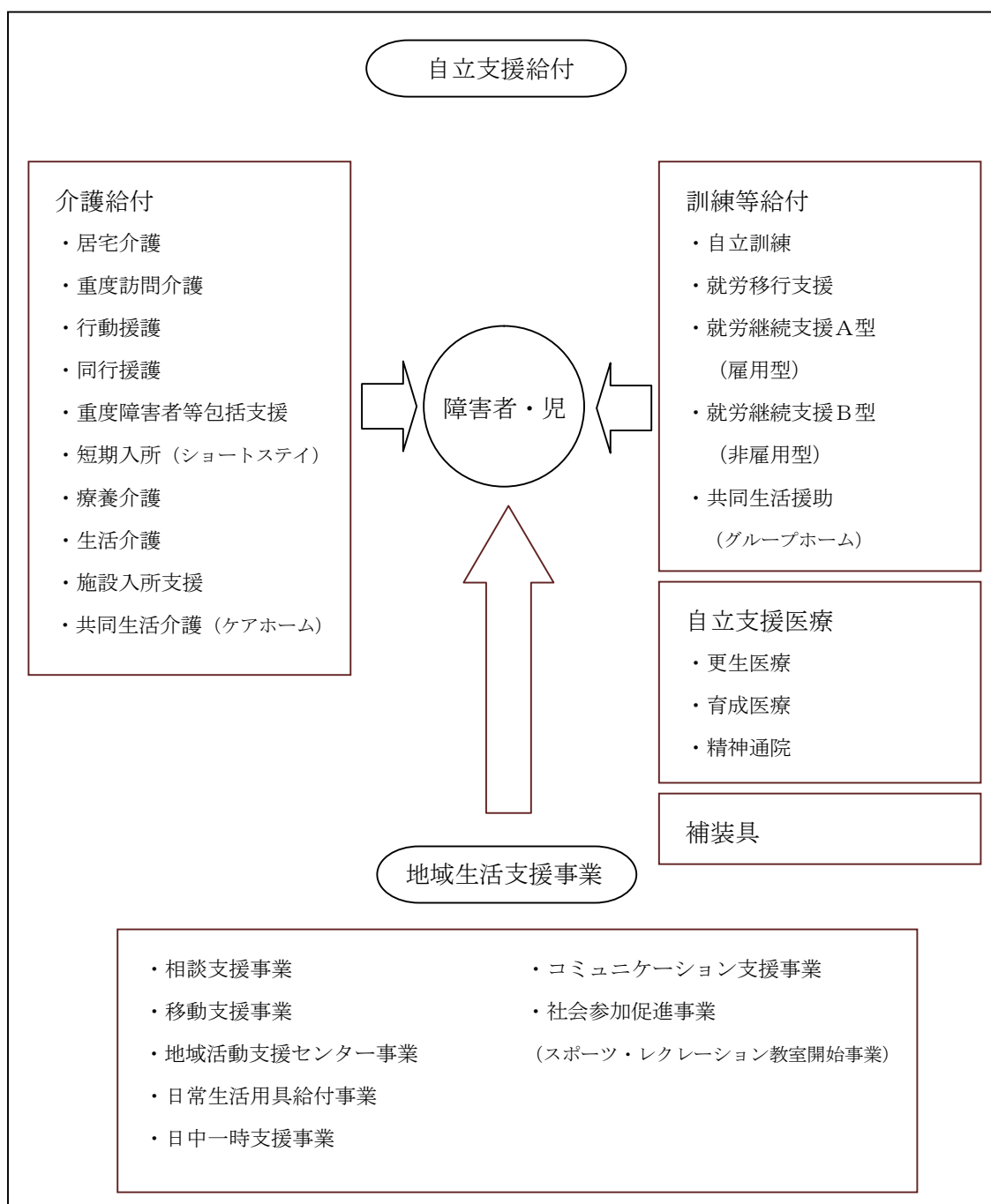
■ 就労支援の強化

障がい者の一般就労への移行を一層促進するため、障害者等に対し、障害者の一般就労や雇用支援策に関する理解の促進を図ります。

第2章 自立支援システムの全体像

第1項 サービスの体系

障害者自立支援法のサービス体系



第3章 基本目標（平成26年度の移行数値）

第1項 福祉施設入所者の地域生活への移行

地域生活への移行を進める観点から、現在、福祉施設に入所している障がい者のうち、今後、自立訓練事業等を利用し、グループホームやケアホーム、一般住宅等に移行する者の数を見込み、そのうえで、平成26年度末の段階において地域生活に移行する者の数値目標を設定します。

国の基本方針においては、「第1期計画策定時点における福祉施設入所者の3割以上を地域生活に移行させ、最低限必要な待機者を入所させることにより、差し引き、1割以上の入居者数を削減することを基本としつつ、地域の実情に応じて目標を設定する」とされています。

なお、児童福祉法の改正により、18歳以上の入所者について障害者自立支援法に基づく障害者支援施設等として利用させることとした施設を除いて設定します。

○現状と課題

福祉施設入所者の地域移行は、一定の実績はありますが、平成26年度の目標値達成のためには、引き続きその受け皿となる地域での住まいの場の確保・整備の充実が必要であります。

○今後の目標値

本市では、第1期計画作成時点（平成17年10月1日現在）の入居者110人のうち45人が、平成26年度末までに地域生活へ移行する一方、施設入所が必要な待機者等を入居させることにより、差し引き、16人を減少させることを目標とします。

【地域生活移行者数の実績及び目標値】

（単位：人）

項目	数値	考え方
第1期計画策定時点の施設入所者数（A）	110	平成17年10月1日の全施設入所者
目標年度入所者数（B）	94	平成26年度末時点の利用人員
【目標値】 入所者削減見込み（A－B）	16 (14.5%)	差引減少見込数 カッコ内は、（A）に対する割合
【目標値】 地域生活移行者数	45 (40.9%)	施設入所からグループホーム・ケアホーム等へ移行する者の数 カッコ内は、（A）に対する割合

第 2 項 入院中の精神障がい者の地域生活への移行

第 2 期計画での国の基本指針では、『平成 24 年度までに受け入れ条件が整えば退院可能な精神障がい者（以下「退院可能精神障がい者」という。）が退院することを目指し、そのために必要な自立訓練等の必要量等を見込み、平成 23 年度末までの退院可能精神障がい者数の減少目標値を設定する。』とされていました。

しかしながら、退院可能精神障がい者の目標値の設定は抽象的で、医療機関の主観によるところが大きいため、客観的に分析、評価することが難しいとされています。

よって、第 3 期障がい福祉計画は、県が目標値を定めることとされており、市では設定しないこととしました。

第3項 福祉施設利用者の一般就労への移行

平成26年度段階において、福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、同年度中に一般就労に移行する者の数値目標を設定します。

国の基本指針においては、第1期計画作成時点の一般就労への移行実績の4倍以上とすることを基本として、これまでの実績及び地域の実績を踏まえて設定することとなっています。県では、平成22年度時点において第2期計画における目標を未達成であることから、第3期計画における目標値についても第2期計画と同様の「第1期計画作成時点の一般就労への移行実績の4倍」程度を目途に目標を掲げています。

また、平成26年度末における福祉施設の利用者のうち、2割以上の者が就労移行支援事業を利用するとともに、平成26年度末における就労継続支援事業利用者のうち3割以上の者が就労継続支援（A型）事業を利用することを目指します。

○現状と課題

福祉施設利用者の一般就労への移行は、一定の実績はありますが、平成26年度の目標値達成のため、引き続き就労支援体制の充実、受入れ企業の開拓等が必要となっており、天草地域自立支援協議会（就労部会）を中心として、障害者就業・生活支援センター、ハローワークをはじめとする関係機関との連携強化に取組みます。

○今後の目標値

本市では、第1期計画作成時点（平成17年度）における年間一般就労移行者数を0人とし、第2期計画における平成23年度までの数値目標は2人としておりましたが、現時点で目標水準に達していることから、平成26年度では、国の指針の1.2倍の5人が施設を退所し、一般就労することを目標とします。

【一般就労移行者数の実績及び目標値】

（単位：人）

項目	数値	考え方
平成17年度の一般就労移行者数	0	平成17年度において福祉施設を退所し一般就労した者の数
現在の一般就労移行者数	4	平成23年度までに福祉施設を退所し一般就労した者の数
【目標値】目標年度の一般就労移行者数	5 1.2倍	平成26年度において福祉施設を退所し一般就労した者の数

※一般就労した者とは、一般企業に就職した者、在宅就労した者等をいいます

【就労移行支援事業の利用者数】

(単位：人)

項目	数値	考え方
平成 2 6 年度末の福祉施設 利用者数	76	平成 2 6 年度末において福祉施設を利用する 者の数
【目標値】平成 2 6 年度の 就労移行支援事業利用者数	5	福祉施設からの移行者数

【就労継続支援（A 型）事業の利用者の割合】

(単位：人)

項目	数値	考え方
平成 2 6 年度末の就労継続 支援（A 型）事業利用者	3 2	平成 2 6 年度末において就労継続支援（A 型） 事業を利用する者の数
平成 2 6 年度末の就労継続 支援（B 型）事業利用者	2 4	平成 2 6 年度末において就労継続支援（B 型） 事業を利用する者の数
平成 2 6 年度末の就労継続 支援（A・B 型）事業利用者	5 6	平成 2 6 年度末において就労継続支援 （A・B 型）事業を利用する者の数
【目標値】平成 2 6 年度の就 労継続支援（A 型）事業の利 用者割合	57.1%	就労継続支援（A 型）事業の利用者割合が 3 割以上を基本とする。

第4章 障害福祉サービスの必要量の見込み

第1項 訪問系サービス

(1) 居宅介護

障がい者（児）にホームヘルパーを派遣し、自宅で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

(2) 重度訪問介護

重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、居宅で入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。

(3) 同行援護

視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等に対し、外出時においてその障害者に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護等の支援を行います。

(4) 行動援護

自己判断能力が制限されている人（自閉症、てんかん等の重度の知的障害者（児）又は統合失調症等の重度の精神障害者であって、危険回避ができない、自傷、異食、徘徊等の行動障害に対する援護を必要とする人）が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。

(5) 重度障害者等包括支援

介護の必要性がとて高い人に対し、サービス利用計画に基づき、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。

○現状と課題

訪問系サービスでは、サービス全体をここ数年の実績でみると、利用時間は伸びています。

○今後のサービス見込量

本市では、平成23年度までの利用実績、施設や病院からの地域移行等の要素を勘案し、平成26年度末において、1か月当たりのサービス利用量を585時間分（39人）見込むこととします。

【訪問系サービスの利用実績及び見込量】

(単位:時間、()内は人)

区 分		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援	見込量	717 (36)	773 (39)	828 (44)	420 (28)	495 (33)	585 (39)
	実績値	298 (24)	379 (27)	386 (24)			
	利用率	41.6% (66.7%)	49.0% (69.3%)	46.6% (54.5%)			

※上段は、サービス量（1月当たりの時間数）、下段は、実利用者数（1月あたりの利用者数）

※平成21～22年度は3月利用分、平成23年度は12月分の利用実績

※平成24～26年度は、3月利用分の推計値

第2項 日中活動系サービス

(1) 生活介護

常に介護を必要とする人に、昼間、障害者支援施設等において、入浴、排せつ、食事等の介護を行うとともに、創作的活動及び生産活動の機会を提供します。

○現状と課題

生活介護では、平成23年度末までの施設の新体系への移行が進んでいることから、利用時間、人数ともに伸びています。

今後は、利用者のニーズに対応した活動内容の充実などが求められています。

○今後のサービス見込量

本市では、平成23年度までの利用実績等を勘案し、平成26年度末において、1か月当たり2,392人日分(104人)のサービス利用量を見込むこととします。

【生活介護のサービス利用実績及び見込量】

(単位：人日、()内は人)

区 分		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
生活介護	見込量	440 (20)	572 (26)	1,870 (85)	2,277 (99)	2,323 (101)	2,392 (104)
	実績値	96 (8)	97 (6)	1,078 (63)			
	利用率	21.8% (40.0%)	17.0% (23.1%)	57.6% (57.6%)			

※上段は、サービス量(1月当たりの人日数)、下段は、実利用者数(1月当たりの利用者数)

※平成21～22年度は3月利用分、平成23年度は12月分の利用実績

※平成24～26年度は、3月利用分の推計値

《生活介護利用条件》

①障害程度区分3以上(施設へ入所する場合は区分4以上)

②年齢が50歳以上の場合は、障害程度区分2以上(施設へ入所する場合は区分3以上)

（２）自立訓練

自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

自立訓練のうち機能訓練は、身体障害者を対象とし、理学療法や作業療法等の身体的リハビリテーションや歩行訓練、コミュニケーション、家事等の訓練を実施することとあわせ、日常生活上の相談支援、関係サービス機関との連絡・調整を通じて地域生活への移行を目指します。

自立訓練のうち生活訓練は、知的障害者、精神障害者を対象とし、食事や家事等の日常生活能力向上のための支援を実施することとあわせ、日常生活上の相談支援、関係サービス機関との連絡・調整を通じて地域生活への移行を目指します。

○現状と課題

自立訓練では、潜在的な需要（待機者）は多いと思われますが、サービス提供事業所が少ないため、見込量を下回っています。今後、事業実施事業所の拡充が求められています。

○今後のサービス見込量

本市では、平成２３年度までの利用実績、施設や病院からの地域移行等の要素を勘案し、平成２６年度末において、機能訓練については、１か月あたり２３人日分（１人）のサービス利用量を見込むこととします。生活訓練については、１か月あたり４１４人日分（１８人）のサービス利用量を見込むこととします。また、宿泊型自立訓練では、１か月あたり０人の利用者を見込むこととします。

【生活介護のサービス利用実績及び見込量】

（単位：人日、（ ）内は人）

区 分		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
自立訓練 （機能訓練）	見込量	31 (2)	34 (2)	39 (2)	23 (1)	46 (2)	23 (1)
	実績値	12 (1)	0 (0)	16 (1)			
	利用率	38.7% (50.0%)	0% (0%)	0% (0%)			
自立訓練 （生活訓練）	見込量	264 (12)	308 (14)	396 (18)	230 (10)	299 (13)	414 (18)
	実績値	175 (13)	131 (10)	132 (8)			
	利用率	66.3% (108.0%)	42.5% (71.4%)	31.3% (44.4%)			
宿泊型自立訓練	見込量	－	－	－	31 (1)	62 (2)	31 (1)
	実績値	0	31 (1)	31 (1)			
	利用率	－	－	－			

※上段は、サービス量（１月当たりの人日数）、下段は、実利用者数（１月当たりの利用者数）

※宿泊型自立訓練は、実利用者数（１月当たりの利用者数）

※平成２１～２２年度は３月利用分、平成２３年度は１２月分の利用実績

※平成２４～２６年度は、３月利用分の推計値

《自立訓練利用条件》

○機能訓練

①入所施設・病院を退所・退院した方で、地域生活への移行を図る上で、身体的リハビリテーションの継続や身体機能の維持・回復等の支援が必要な方

②盲、ろう、養護学校を卒業した方で、地域生活を営む上で、身体機能の維持・回復等の支援が必要な方等

○生活訓練

①入所施設・病院を退所・退院した方で、地域生活への移行を図る上で、生活能力の維持・向上等の支援が必要な方

②養護学校を卒業した方、継続した通院により症状が安定している方等で、地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等の支援が必要な方等

○宿泊型自立訓練

①地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上のため、一定の支援が必要な知的障害者・精神障害者のうち、日中、一般就労や外部の障害福祉サービスを利用している方であって、地域移行に向けて一定期間、居住の場を提供して帰宅後における生活能力等の維持・向上のための訓練、その他の支援が必要な方

(3) 就労移行支援

一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

○現状と課題

就労支援対策としては、就労への導入部分の支援として必要性は高いと思われますが、サービス提供事業所が少なく、見込量を下回っています。

○今後のサービス見込量

本市では、平成23年度までの利用実績等を勘案し、平成26年度末において、1ヶ月当たり115人日分(5人)のサービス利用量を見込むこととします。

【就労移行支援のサービス利用実績及び見込量】

(単位：人日、()内は人)

区 分		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
就労移行支援	見込量	110 (5)	132 (6)	220 (10)	69 (3)	92 (4)	115 (5)
	実績値	96 (6)	6 (3)	43 (2)			
	利用率	87.3% (120.0%)	4.5% (50.0%)	19.5% (20.0%)			

※上段は、サービス量(1月当たりの人日数)、下段は、実利用者数(1月当たりの利用者数)

※平成21～22年度は3月利用分、平成23年度は12月分の利用実績

※平成24～26年度は、3月利用分の推計値

《就労移行支援利用条件》

一般就労等(企業への就労、在宅での就労・起業)を希望し、知識・能力の向上、実習職場探し等を通じ、適性に合った職場への就労等が見込まれる65歳未満の方

（４）就労継続支援

一般企業での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

就労継続支援 A 型は、事業所内において雇用契約に基づき就労の機会が提供され、これらの経験を積むことで一般就労に必要な知識・能力が高まった場合には、一般就労に向けた支援が提供されます。

就労継続支援 B 型は、雇用契約は結ばず、就労の機会が提供されます。これらを通じて、就労に必要な知識・能力が高まった場合には、一般就労に向けた支援が提供されます。

○現状と課題

就労継続支援では、ここ数年のサービス事業者の増加に伴い、利用時間、人数とともに伸びていますが、B 型（非雇用型）の次の段階である A 型（雇用型）の事業所が少なく、一般企業への就労に結びついていないと思われます。

○今後のサービス見込量

本市では、平成 23 年度までの利用実績等を勘案し、平成 26 年度末において、A 型については、1 か月当たり 736 人日分（32 人）のサービス見込量を見込むこととします。B 型については、1 か月当たり 552 人日分（24 人）のサービス見込量を見込むこととします。

【就労継続支援のサービス利用実績及び見込量】

（単位：人日、（ ）内は人）

区 分		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
就労継続支援A型	見込量	286 (13)	330 (15)	484 (22)	552 (24)	621 (27)	736 (32)
	実績値	265 (14)	319 (17)	468 (22)			
	利用率	92.7% (107.7%)	96.7% (113.3%)	96.7% (100.0%)			
就労継続支援B型	見込量	264 (12)	308 (14)	506 (23)	414 (18)	483 (21)	552 (24)
	実績値	148 (8)	169 (11)	244 (12)			
	利用率	56.1% (66.7%)	54.9% (78.6%)	48.2% (52.2%)			

※上段は、サービス量（1 月当たりの人日数）、下段は、実利用者数（1 月当たりの利用者数）

※平成 21～22 年度は 3 月利用分、平成 23 年度は 1 2 月分の利用実績

※平成 24～26 年度は、3 月利用分の推計値

《就労継続支援利用条件》

A 型（雇用型）

次に掲げる方で、就労に必要な知識・能力の向上を図ることにより、雇用契約に基づく就労が可能な方（利用開始時に 65 歳未満）

- ①就労移行支援事業を利用したが、企業等の雇用に関結付かなかった方
- ②盲、ろう、養護学校を卒業して就職活動を行ったが、企業等の雇用に関結付かなかった方
- ③企業等を離職した方等就労経験のある方で、現に雇用関係がない方

B 型（非雇用型）

次に掲げる方で、就労の機会を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上や維持が期待される方

- ①企業等や就労継続支援事業（雇用型）での就労経験がある方で、年齢や体力の面で雇用されることが困難となった方
- ②就労移行支援事業を利用したが、企業等又は就労継続支援事業（雇用型）の雇用に関結付かなかった方
- ③以上に該当しない方で、50 歳に達している方、又は試行の結果、企業等の雇用、就労移行支援事業や就労継続支援事業 A 型（雇用型）の利用が困難と判断された方

（５）療養介護

医療を必要とし、常に介護を必要とする人に、主として昼間、病院等において、機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活の世話をを行います。

○現状と課題

療養介護では、平成２３年度までの実績を見ると、利用料に変化は見られませんが、医療及び常時介護を必要とする障がい者の利用であることから、今後も必要性は高いと考えられます。

また、平成２４年度から、重症心身障害児施設に入所している１８歳以上の方については療養介護への移行が見込まれることから、サービス提供基盤の整備が必要となります。

○今後のサービス見込量

本市では、平成２３年度までの利用実績等や１８歳以上の障害児施設からの移行を勘案し、平成２６年度末において、１か月当たり１５人分のサービス利用量を見込むこととします。

【就労継続支援のサービス利用実績及び見込量】

（単位：人）

区 分		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
療養介護	見込量	2	2	3	14	15	15
	実績値	2	2	2			
	利用率	100.0%	100.0%	66.7%			

※平成２１～２２年度は３月利用分、平成２３年度は１２月分の利用実績

※平成２４～２６年度は、３月利用分の推計値

《療養介護利用条件》

医療及び常時介護を必要とする障害者のうち、長期の入院による医療的ケアを要する人で、ALS 患者等気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている障害程度区分６、あるいは、筋ジストロフィー患者、重症心身障害者で障害程度区分５以上の人を想定

（６）短期入所

自宅で介護する人が病気の場合などの障害者（児）に対し、短期間、施設等において入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

○現状と課題

短期入所では、平成２３年度までの利用実績を見ると、見込量にほぼ近い状況からやや減少傾向となっていますが、他のサービスとの併用が考えられるもので、需要が少なくなっているわけではないと思われます。今後は、緊急時の受入れ体制の整備が課題となっております。

○今後のサービス見込量

本市では、平成２３年度までの利用者数等を勘案し、平成２６年度末における１か月の利用日数を２０人日分（２人）見込むこととします。

【短期入所のサービス利用実績及び見込量】

（単位：人日、（ ）内は人）

区 分		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
短期入所	見込量	28 (2)	42 (3)	56 (4)	20 (2)	20 (2)	20 (2)
	実績値	2 (1)	16 (4)	22 (3)			
	利用率	7.1% (50.0%)	38.1% (133.3%)	39.3% (75.0%)			

※上段は、サービス量（１月当たりの人日数）、下段は、実利用者数（１月当たりの利用者数）

《短期入所利用条件》

介護者の病気などで一時的に自宅で介護が受けられなくなり、短期間、施設への入所を必要とする障害者（障害程度区分１以上）

(★) 児童デイサービス

障害児を施設等に通わせ、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います。

○制度改正による見直し

障害児支援の強化を図るため、障害種別ごとに分かれた施設体系について、通所・入所の利用形態の別により一元化されることとなりました。障害者自立支援法及び児童福祉法の改正により、平成２３年度までは障害者自立支援法に位置付けられていた「児童デイサービス」は、平成２４年度からは、児童福祉法に基づく障害児通所支援として、「児童発達支援」又は「放課後デイサービス」として実施されることとなります。

したがって、障害者自立支援法の位置付けではなくなるため、第３期計画の項目としての見込みは行わないこととします。

第3項 居住系サービス

(1) 共同生活援助・共同生活介護

①共同生活援助（グループホーム）

介護を必要としない、就労又は自立訓練、就労移行支援等を利用している知的障害者、精神障害者に対し、主として夜間、共同生活を行う住居において、相談、食事提供等の日常生活上の世話を行います。

②共同生活介護（ケアホーム）

介護を必要とする知的障害者、精神障害者に対し、主として夜間、共同生活を行う住居において、入浴、排せつ又は食事の介護等を行います。

○現状と課題

グループホーム・ケアホームでは、地域移行の促進により、利用量は増加の傾向がありますので、今後も引き続き、グループホーム等の設備が求められています。

○今後のサービス見込量

本市では、平成23年度までの利用実績等を勘案し、平成26年度末において、グループホーム64人、ケアホーム17人分のサービス量を見込むこととする。

【共同生活援助・共同生活介護のサービス利用実績及び見込量】（単位：人）

区 分		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
共同生活援助 (グループホーム)	見込量	19	20	23	41	51	64
	実績値	17	16	22			
	利用率	89.5%	80.0%	95.7%			
共同生活介護 (ケアホーム)	見込量	1	1	7	15	16	17
	実績値	2	3	14			
	利用率	200.0%	300.0%	200.0%			

※平成21～22年度は3月利用分、平成23年度は12月分の利用実績

※平成24～26年度は、3月利用分の推計値

《グループホーム・ケアホームの利用条件》

①グループホーム

就労している人、又は就労継続支援等の日中活動を利用している知的障害者・精神障害者であって、地域において自立した日常生活を営む上で、相談等の日常生活上の援助を必要とする人を想定

②ケアホーム

生活介護や就労継続支援等の日中活動を利用している知的障害者・精神障害者であって、地域において自立した日常生活を営む上で、食事や入浴等の介護、日常生活上の支援を必要とする人を想定（障害程度区分2以上の方）

（２）施設入所支援

施設に入所する障害者に対して、主として夜間、入浴、排せつ、食事の世話等を行います。

○現状と課題

施設入所支援では、平成23年度までの実績を見ると、見込量にほぼ近い状況となっています。入居者の高齢化に伴い、高齢者施設への移行が課題となっています。

○今後のサービス見込量

本市では、平成23年度までの利用者数の増加傾向（待機者）等の要素と、施設入所者のうち、今後、地域生活への移行者（＝入所者の減少傾向）を勘案し、平成26年度末において94人分のサービス量を見込むこととします。

【施設入所支援のサービス利用実績及び見込量】

（単位：人）

区 分		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
施設入所支援	見込量	18	24	93	94	94	94
	実績値	8	8	57			
	利用率	44.4%	33.3%	61.3%			

※平成21～22年度は3月利用分、平成23年度は12月分の利用実績

※平成24～26年度は、3月利用分の推計値

《施設入所支援の利用条件》

- ・生活介護利用者のうち、障害程度区分4以上の方（50歳以上は、区分3以上）
- ・自立訓練又は就労移行支援のうち、地域の社会資源の状況等により、通所が困難な方

第4項 指定相談支援サービス

(1) 計画相談支援

障害福祉サービス利用者が、サービスを適切に利用することができるように、指定相談支援事業所が計画的なプログラム（サービス等利用計画）を作成し、一定期間ごとにモニタリングを行うとともに、サービス提供事業所等と連絡調整を行います。

○現状と課題

今後は、サービス利用計画の対象者が増加傾向にあることから、指定相談支援事業所の確保と、適切な計画作成のため事業者との連携の強化に努めます。

○今後のサービス見込量

現在の障害福祉サービス利用者や新規に利用が見込まれる地域相談支援の利用者数を基に、3年間で計画的にすべての障害福祉サービス利用者等が利用できるよう見込みます。

(2) 地域移行支援

障害者支援施設等に入所している障がい者又は精神科病院に入院している精神障害者が退所、退院して地域生活に移行する際に、住居の確保その他地域における生活に移行するための活動に関する相談等のサービスを提供します。

○現状と課題

平成24年4月1日の制度改正により、地域生活へ移行する人への支援が市町村実施事業として個別給付化されます。

障害者支援施設と精神科病院と連携し、相談支援体制の整備を図ります。また、地域移行にかかわる関係機関とのネットワークを強化し、課題解決に努めます。

○今後のサービス見込量

障害者支援施設等の入所者や精神科病院に入院している障がいのある方の人数と地域生活移行者数等を勘案して見込みます。

（３）地域定着支援

障がいのある方が安定した地域生活を過ごすことができるために、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に対して、緊急訪問、緊急対応等を行います。

○現状と課題

障がいのある方が地域生活を過ごす中で、状態が不安定となり、家族だけでは支援が困難な人はもとより、入所施設や病院から地域生活へ移行するなどして生活環境が変わった人には、定期的な支援だけではなく、本人の不安を取り除くためにも緊急時の対応が不可欠です。

○今後のサービス見込量

現在、障害福祉サービスを利用しながら単身で生活している障がいのある方や、地域生活移行者数等を勘案して見込みます。

区 分	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
計画相談支援	—	—	—	36	36	48
地域移行支援	—	—	—	2	2	2
地域定着支援	—	—	—	1	1	1

第5章 地域生活支援事業の必要量の見込み

地域生活支援事業は、地域の実情に応じて、柔軟に実施されることが好ましい事業として位置付けられており、市が行うものと県が行うものがあります。市が必ず行う事業としては、相談支援事業、コミュニケーション支援事業、日常生活用具給付等事業、移動支援事業、地域活動支援センター事業、成年後見制度利用支援事業（平成24年度から）が位置付けられています。

第1項 相談支援事業

障害のある人や保護者又は介護者等からの相談に応じ、必要な情報の提供等の便宜の供与、権利擁護に必要な援助等、障害のある人の自立した日常生活や社会生活を応援します。

○現状と課題

障害者相談支援事業については、平成23年度までの実績では、ほぼ見込量どおりの設置か所数となっており、相談支援事業を効果的に進めるための天草地域自立支援協議会も設置し、就労支援や地域生活支援、地域移行支援等、地域における障害福祉システムづくりに向け協議を重ねています。

平成24年度以降は、障害者自立支援法改正後の相談支援体系に基づき、地域の均衡に配慮したきめ細かな相談体制づくりを推進していきます。

○今後のサービス見込量

本市では、平成24年度以降の相談支援体系の制度改正の要素を勘案し、平成26年度において、障害者相談支援事業所6か所を見込むこととします。

【相談支援事業のサービス利用実績及び見込量】

（単位：ヶ所）

区 分		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
障害者相談支援事業	見込量	3	4	5	6	6	6
	実績値	4	4	4			
	利用率	133.3%	100.0%	80.0%			

【相談支援機能強化事業のサービス利用実績及び見込量】

(単位：ヶ所)

区 分		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
相談支援機能強化事業	見込量	—	—	—	1	1	1
	実績値	—	—	—			
	利用率	—	—	—			

第2項 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度は、判断能力が不十分な者に対し、家庭裁判所へ申し出て、審判を受けることによって適切な後見人をつけ、本人の財産管理や身上監護を適切に行う制度です。

【成年後見制度利用支援事業のサービス利用実績及び見込量】

(単位：ヶ所)

区 分		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
成年後見制度 利用支援事業	見込量	—	—	—	6	6	6
	実績値	—	—	—			
	利用率	—	—	—			

第3項 コミュニケーション支援事業

聴覚、言語機能、音声機能、視覚等の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等と、その他の者の意思疎通を仲介する手話通訳者、要約筆記者の派遣による支援事業などを行い、意思疎通の円滑化を図ります。

○現状と課題

コミュニケーション支援事業では、全体として利用実績が見込量をやや下回っています。

現在、必要に応じて市外派遣等の利用が数回ありますが、コミュニケーション支援事業をより多くの人たちに周知するとともに、事業の担い手である手話通訳者や要約筆記者の養成や研修の充実が必要と考えます。

○今後のサービス見込量

本市では、平成26年度末において、コミュニケーション支援事業5人のサービス見込量を見込むこととします。

【コミュニケーション支援事業のサービス利用実績及び見込量】

(単位：件)

区 分		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
コミュニケーション 支援事業	見込量	5	8	10	3	4	5
	実績値	3	1	0			
	利用率	60.0%	12.5%	0.0%			

第4項 日常生活用具給付事業

日常生活上の便宜を図るため、重度障がい者（児）に対し、①介護・訓練支援用具、②自立生活支援用具、③在宅療養等支援用具、④情報・意思疎通支援用具、⑤排泄管理支援用具、⑥居住生活動作補助用具（住宅改修費）を給付します。

【主な給付品目】

区分	主な品目
①介護・訓練支援用具	特殊寝台、特殊マット、体位変換器等
②自立生活支援用具	入浴補助用具、火災警報器、聴覚障害者用屋内信号装置等
③在宅療養等支援用具	電気式たん吸引器、盲人用体温計等
④情報・意思疎通支援用具	点字器、聴覚障害者用通信装置、人工喉頭等
⑤排泄管理支援用具	ストマ用装具、紙おむつ等
⑥居住生活動作補助用具 （住宅改修費）	設置に小規模な住宅改修を行う用具

○現状と課題

障がいのある人の日常生活がより過ごしやすくなるように、生活実態に対応した用具の選定を検討していく必要があります。

○今後のサービス見込量

本誌では、26年度末において、631件のサービス見込量を見込むこととします。

【日常生活用具給付事業のサービス利用実績及び見込量】

(単位：件)

区 分		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
①介護・訓練支援用具	見込量	3	3	4	2	3	4
	実績値	0	0	2			
	利用率	0.0%	0.0%	50.0%			
②自立生活支援用具	見込量	4	5	5	8	10	12
	実績値	3	1	7			
	利用率	75.0%	20.0%	140.0%			
③在宅療護等支援用具	見込量	5	6	6	3	4	5
	実績値	5	3	3			
	利用率	100.0%	50.0%	383.3%			
④情報・意思疎通支援用具	見込量	7	9	10	11	14	17
	実績値	3	6	8			
	利用率	42.9%	66.7%	80.0%			
⑤排泄管理支援用具	見込量	500	520	535	540	550	560
	実績値	526	559	527			
	利用率	105.2%	107.5%	98.5%			
⑥居住生活動作補助用具 (住宅改修費)	見込量	3	3	5	4	5	6
	実績値	4	3	3			
	利用率	133.3%	100.0%	60.0%			
合 計	見込量	522	546	565	588	611	631
	実績値	515	572	570			
	利用率	98.7%	104.8%	100.9%			

第5項 移動支援事業

屋外での移動が困難な障がい者について、外出の支援を行い、地域における自立生活及び社会参加を促します。

○現状と課題

平成23年度より、車両移送型を実施しており利用者も増加傾向にありますが、サービス事業所が少なくサービス提供が十分でないのが現状と思われます。

○今後のサービス見込量

障害者自立支援法の改正に伴い、平成23年10月から障害福祉サービスとして「同行援護」が創設されました。利用者の一部の移行を考え、本市では、平成26年度において45人のサービス量を見込むこととします。

【移動支援事業のサービス利用実績及び見込量】 (単位：人、() は事業所数)

区 分		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
移動支援事業	見込量	5 (4)	7 (5)	7 (5)	35 (6)	40 (7)	45 (7)
	実績値	4 (4)	2 (4)	30 (6)			
	利用率	80.0% (100.0%)	28.6% (80.0%)	428.6% (120.0%)			

第6項 地域活動支援センター事業

障がいのある人で、雇用される人が困難な人の日中活動の場として、創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流促進等の機会の提供などを地域活動支援センターを設置しています。

○現状と課題

地域活動支援センター事業では、現在、NPO 法人 交流の里 どんぐり村に運営を委託しております。平成21年度より旧大矢野保育園に拠点を移し、見込量（設置個所数）も達成されていますが、今後は、就労に結びつけられるような活動内容を充実させていきます。

○今後のサービス見込量

本市では、平成23年度までの利用者の増加傾向を勘案し、平成26年度においては、1か所、利用人数を20人見込むこととします。

【地域活動支援センター事業のサービス利用実績及び見込量】

（単位：か所、（ ）は実利用人数）

区 分		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
地域活動支援 センター事業 （交流の里 どんぐり村）	見込量	1 (12)	1 (15)	1 (15)	1 (18)	1 (19)	1 (20)
	実績値	1 (15)	1 (16)	1 (17)			
	利用率	100.0% (125.0%)	100.0% (106.7%)	100.0% (113.3%)			

（単位：か所、（ ）は実利用人数）

区 分		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
市外の地域活動支援 センター（Ⅰ型）	Ⅰ型	2 (3)	2 (6)	2 (5)	2 (6)	2 (7)	2 (8)

※1型については、天草・宇城圏域で実施

※平成21年～23年度は実設置か所、平成24年度からは見込みか所

第7項 その他の任意事業

(1) 日中一時支援事業

障がいのある人の日中における活動の場を確保し、障害のある人の家族の就労支援や介護している家族の一時的な休息のため、障害のある人を預かり監護します。

【日中一時支援事業のサービス利用実績及び見込量】

(単位：実利用人)

区 分		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
日中一時支援事業	見込量	35	40	45	39	43	47
	実績値	28	31	36			
	利用率	80.0%	77.5%	80.0%			

(2) 訪問入浴サービス事業

在宅での入浴が困難な障がい者に対して、移動入浴車で入浴サービスを提供します。

【訪問入浴サービス事業のサービス利用実績及び見込量】

(単位：件)

区 分		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
訪問入浴サービス事業	見込量	12	24	36	2	3	4
	実績値	0	1	2			
	利用率	0.0%	4.2%	5.6%			

(3) 自動車運転免許取得・改造助成事業

重度の身体障害者や知的障害者に対して、自動車運転免許の取得や自動車の改造に要する経費の一部を助成することにより、障害者の社会参加の促進を図ります。

【自動車運転免許取得・改造助成事業のサービス利用実績及び見込量】 (単位：件)

区 分		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
自動車運転免許取得 ・改造助成事業	見込量	2	3	3	3	4	5
	実績値	2	1	2			
	利用率	100.0%	33.3%	66.7%			

(4) スポーツ・レクレーション教室開催事業

障がいのある人の体力向上、交流及び障害者スポーツの普及を図るため、レクレーション教室等を実施しています。

【スポーツ・レクレーション教室開催事業のサービス利用実績及び見込量】

(単位：実利用人)

区 分		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
スポーツ・レクレーション 教室開催事業	見込量	—	—	—	16	17	18
	実績値	12	12	16			
	利用率						

(5) 地域移行のための安心生活支援事業

1 緊急時支援事業

障がい者が地域で安心して暮らすための支援策を盛り込んだプランを作成し、面的かつ一体的な支援体制を整備することにより、障がいがあっても自ら選んだ地域で暮らし続けられるよう地域生活への移行や定着を支援するものです。

【緊急時支援事業のサービス利用実績及び見込量】 (単位：か所、() は実利用人)

区 分		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
緊急時支援事業	見込量	—	—	—	6 (1)	7 (1)	8 (1)
	実績値	—	—	—			
	利用率	—	—	—			

2 地域生活体験事業

一般アパート等を借り上げ、施設入所者等に対して、一定機関地域生活を体験させることにより、将来的に地域で自立した生活ができるように支援します。

【緊急時支援事業のサービス利用実績及び見込量】 (単位：か所、() は実利用人)

区 分		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
地域生活体験事業	見込量	—	—	—	6 (1)	7 (1)	8 (1)
	実績値	—	—	—			
	利用率	—	—	—			

3 コーディネート事業

相談支援事業所に地域移行専門のコーディネーターを配置し、地域移行に必要な関係機関・団体と緊密な連携を図り、地域移行を推進します。

【緊急時支援事業のサービス利用実績及び見込量】 (単位：か所)

区 分		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
コーディネート事業	見込量	—	—	—	1	1	1
	実績値	—	—	—			
	利用率	—	—	—			

第8項 天草地域自立支援協議会について

障がいのある人たちが地域で安心して暮らせるよう、天草圏域（天草市、上天草市、苓北町）にある多分野（医療、保健、福祉、教育、雇用等）の関係機関の方々が集まり、地域で上がってきた課題について地域全体で検討し、改善・解決していくための協議の場です。

障害者自立支援法改正（平成22年12月10日）により、「障がい福祉計画を定め又は変更する場合においては、自立支援協議会から意見を聞くよう努めなければならない」とされ、同教委議会の機能充実が図られました。

◆全体会議

地域関係者に対する普及啓発、地域関係者との課題共有、提言を行う場所です。

◆運営会議

メンバーは各相談支援事業所と各行政担当者と構成し、協議会全体の方向性や日程、定例会や専門部会の準備等行う場所です。

◆専門部会

専門分野における継続的な調査検討、研究、連絡調整、課題検討会等議論を深める場所です。現在は3部会で構成されています。

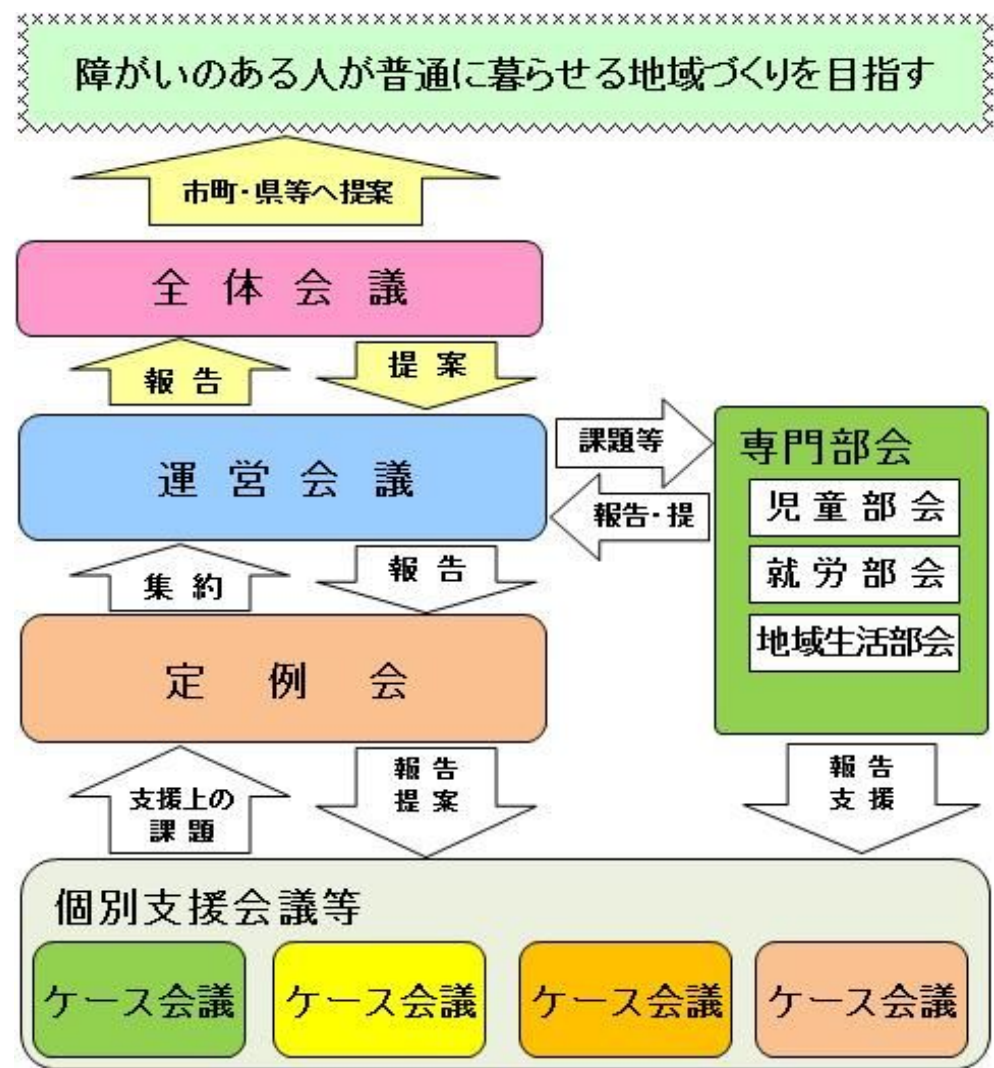
◆定例会議

関係機関の抱えているケースにより地域の現状・課題等について、地域の関係者で定期的に情報を共有する場所（報告会）です。

◆個別支援会議等

個別の課題を解決するため、個別支援計画、支援体制の役割分担を調整、地域の課題を確認を行う場所です。

○天草地域自立支援協議会組織図



第6章 計画の推進

（１）計画の推進体制の整備

障がいのある人が地域で自立して生活していくためには、障害当事者やその家族、障害者団体の意見・要望を生かしていくとともに、福祉・保健・保育・教育・就労等の幅広い分野の連携や地域内の多様な社会資源の間のネットワーク化が必要不可欠です。

本計画は、様々な関係者・関係機関の連携や協働を推進し、障害者を支えるネットワークの構築を目指していきます。

（２）計画の進行管理

天草地域自立支援協議会において、本計画の進捗状況や効果を定期的に評価、点検していきます。計画の進捗や効果の評価結果、今後の社会情勢の変化や新たな国・県の施策、近隣市町の動向などに柔軟に対応し、必要に応じて見直していきます。

なお、平成25年8月に障害者総合福祉法（仮称）への改正が予定されていることから、国の動向にも注視していきます。

上天草市内または市近隣の主な障害福祉サービス

居宅介護サービス

●ホームヘルプサービス

事業所名	所在地	電話番号	身体	知的	児	精神
上天草市社会福祉協議会 居宅介護事業所	上天草市 松島町	0969-56-2333	○	○	○	○
大矢野町ホームヘルパー ステーション	上天草市 大矢野町	0964-56-0263	○			○
ニチケアセンター大矢野	上天草市 大矢野町	0964-57-4770	○	○	○	○
医療法人 村上会 ひまわり ヘルパーステーション	上天草市 姫戸町	0969-58-3110	○	○	○	○
姫戸町 ホームヘルパー ステーション	上天草市 姫戸町	0969-58-3633	○	○	○	○
あまくさ農業漁業組合	天草市 太田町	0969-22-1100	○	○	○	○
すみれヘルパーステーション	宇土市 南段原町	0964-58-1156				○

※ 身体＝身体障害者 知的＝知的障害者 児＝障害児 精神＝精神障害者

日中活動系サービス

●短期入所（ショートステイ）

事業所名	所在地	電話番号	身体	知的	児	精神
きずなの里短期入所事業所	上天草市 松島町	0969-56-2111		○		
翔洋苑 短期入所生活介護事業所	上天草市 姫戸町	0969-58-3611	○			
星光園短期入所事業所	天草市北原町	0969-23-3503	○	○	○	
苓山寮短期入所事業所	天草市町	0969-22-5339		○		
障がい者サポートセンターゆうすい	天草市五和町	0964-22-5372		○		○

※ 身体＝身体障害者 知的＝知的障害者 児＝障害児 精神＝精神障害者

●自立訓練（生活訓練）

事業所名	所在地	電話番号	身体	知的	児	精神
就労移行支援センター らぼーる	宇城市 不知火町	0964-32-1777		○		○
ワークセンター みすみ	宇城市三角町	0964-53-0841		○		○
就労サポートセンター ピーす	天草市 佐伊津町	0969-22-1770	○	○	○	○

※ 身体＝身体障害者 知的＝知的障害者 児＝障害児 精神＝精神障害者

●就労移行支援

事業所名	所在地	電話番号	身体	知的	児	精神
就労移行支援センター らぼーる	宇城市 不知火町	0964-32-1777		○		○
ワークセンター みすみ	宇城市三角町	0964-53-0841		○		○
天草ボランの広場	天草市親和町	0969-46-2411	○	○	○	○

※ 身体＝身体障害者 知的＝知的障害者 児＝障害児 精神＝精神障害者

●就労継続支援A型

事業所名	所在地	電話番号	身体	知的	児	精神
就労サポートセンター ピーす	天草市 佐伊津町	0969-22-1770	○	○	○	○

※ 身体＝身体障害者 知的＝知的障害者 児＝障害児 精神＝精神障害者

●就労継続支援B型

事業所名	所在地	電話番号	身体	知的	児	精神
障がい者支援センター ピゅあ	天草市 今釜新町	0969-66-9565		○		○
ステップ みゃおみゃおベーカリー	天草市 中央新町	0969-24-4037		○		
障害者支援センター のぞみ	天草市栄町	0969-22-7485		○		
天草きぼうの家	天草市浄南町	0969-24-3235				○
やじろべえ	天草市有明町	0969-53-0393		○		○
天草ボランの広場	天草市親和町	0969-46-2411		○		○
かしの木学園	天草市樟浦町	0969-23-5556		○		

※ 身体＝身体障害者 知的＝知的障害者 児＝障害児 精神＝精神障害者

居住系サービス

●障害者支援施設

事業所名	所在地	電話番号	身体	知的	児	精神
きすなの里	上天草市 松島町	0969-56-2111		○		

※ 身体＝身体障害者 知的＝知的障害者 児＝障害児 精神＝精神障害者

※ 市外にもありますので、詳しくは上天草市役所福祉課までお尋ねください。

●グループホーム・ケアホーム

事業所名	所在地	電話番号	身体	知的	児	精神
みゆきホーム	上天草市 松島町	0969-56-2111		○		

※ 身体＝身体障害者 知的＝知的障害者 児＝障害児 精神＝精神障害者

※ 市外にもありますので、詳しくは上天草市役所福祉課までお尋ねください。

地域生活支援事業

●日中一時支援事業

事業所名	サービス 提供場所	電話番号	備 考
上天草市社会福祉協議会	上天草市社会福祉協議会本所横	0969-56-2455	
	大矢野老人福祉センター・ いどばたや（旧維和千束郵便局）	0964-56-3470	
相生荘	上天草市龍ヶ岳町	0969-63-0131	
ステップバイステップ	天草市中央新町	0969-22-6507	

●地域活動支援センター

事業所名	所在地	電話番号	備 考
地域生活支援センター「グリーン」	天草市佐伊津町	0969-22-1770	I 型 精神障害者
うきうき地域生活支援センター	宇土市松山町	0964-22-2510	I 型 精神障害者
どんぐり村	大矢野町登立	0964-56-3201	II 型 3障害

●移動支援事業所

事業所名	所在地	電話番号	備 考
上天草市社会福祉協議会	上天草市 松島町	0969-56-2455	同行
どんぐり村	上天草市 大矢野町	0964-56-3201	通所
ステップバイステップ	天草市中央新町	0969-22-6507	通所

相談支援機関

●相談支援事業所

事業所名	所在地	電話番号	身体	知的	児	精神
星光園相談支援事業所「ほほえみ」	天草市本渡町	0969-23-3503	○	○	○	
第2はまゆう療育園	天草市東町	0969-22-6864		○	○	
地域生活支援センター「グリーン」	天草市佐伊津町	0969-22-1770				○
相談支援センター れいざん	天草市本町	0969-23-7539	○	○	○	○

※ 身体＝身体障害者 知的＝知的障害者 児＝障害児 精神＝精神障害者

●公共安定所

事業所名	所在地	電話番号	備 考
天草公共職業安定所 (ハローワーク天草)	天草市本渡町	0969-22-8609	

●障がい者就業・生活支援センター

事業所名	所在地	電話番号	備 考
熊本県天草障がい者就業・生活 支援センター	天草市 今釜新町	0969-66-9866	

各種団体

●身体障害者福祉協会

団体名	会員地域	備 考
上天草市身体障害者福祉協会	市内全域	

●親の会

団体名	会員地域	備 考
レインボー	上天草市 大矢野町	
いちご倶楽部	上天草市 松島町	

※ 各団体は個々に活動を行っています。また、上記親の会による「親の会連絡協議会」を年3回実施しています。

●断酒会

団体名	活動場所	備 考
断酒会 大矢野支部	上天草市 大矢野町	毎週土曜日

療育支援機関

●療育機関

事業所名	所在地	電話番号	備 考
熊本県こども総合療育センター	宇城市松橋町	0964-32-1143	
天草地域療育センター すくすく園	天草市川原町	0969-23-7049	

各種事業

●各種健診事業

乳幼児健診・学級	実施場所	備 考
2カ月児学級	松島保健センター 大矢野老人福祉センター 姫戸母子保健センター 龍ヶ岳統括支所	毎月、広報上天草に掲載。 また、母子保健推進員から も周知を行っています。 ※3歳児健診時に心理士、 視能訓練士による専門健 診も実施
3～4カ月児健診		
6～8カ月児健診		
1歳児学級		
1歳6カ月児健診		
3歳児健診		

生活習慣病予防健診・がん検診	実施場所	備 考
総合健診	各地区公民館	
日曜健診	松島保健センター 大矢野老人福祉センター 姫戸・龍ヶ岳体育館	
人間ドック	上天草総合病院ほか5医療機関	

●療育支援事業

事業内容	実施場所	備 考
キラキラ仲間	合津保育園	

※ 月によって実施日が異なりますので、上天草市役所福祉課までお尋ねください。

●保健課相談等事業

実施主体	実施場所	備 考
育児相談	各窓口センター・統括支所	
健康相談	随時、電話相談も可	
訪問指導事業（母子・成人）	随時、必要に応じて訪問	
各種健康教室	松島保健センター、老人福祉センター、公民館等	
タラソで若返り教室	スパタラソ天草	

※ 詳しくは、上天草市保健センターまでお尋ねください。

●精神障害者支援事業

実施主体	実施場所	備 考
デイケア	大矢野老人福祉センター	毎月第 2 木曜日
保健相談	大矢野老人福祉センター及び 各支所	毎月第 2・4 木曜日

●身体障害者手帳、補装具の診断書作成医師

(身体障害者福祉法第 15 条 1 項の規定する指定医師)

医療機関名	所在地	対 象
上天草総合病院	龍ヶ岳町高戸 1419-19	外科、整形外科、眼科、内科、循環器科、 呼吸器科
佐々木整形外科	大矢野町中 1314-1	整形外科
竹島医院	大矢野町登立 1426-4	外科、呼吸器科
春田医院	松島町阿村 808-6	外科
大矢野クリニック	大矢野町上 2353-2	内科
やまうち医院	松島町阿村 5072-12	内科
福本眼科	大矢野町上 1283-3	眼科
村上医院	姫戸町姫浦 2528-6	神経内科

※ 市外にもありますので、詳しくは上天草市役所福祉課までお尋ねください。

自立支援医療

●更生医療

医療機関名	所在地	備 考
上天草総合病院	龍ヶ岳町高戸 1419-19	眼科、肝臓
大矢野クリニック	大矢野町上 2353-2	腎臓

※ 市外にもありますので、詳しくは上天草市役所福祉課までお尋ねください。

●精神通院医療

医療機関名	所在地	備 考
上天草総合病院	龍ヶ岳町高戸 1419-19	

※ 市外にもありますので、詳しくは上天草市役所福祉課までお尋ねください。

●育成医療

申請・相談機関名	所在地	電話番号
熊本県天草保健所	天草市今釜新町 3530	0969-23-0172

特定疾患（難病）・小児慢性特定疾患

申請・相談機関名	所在地	電話番号
熊本県天草保健所	天草市今釜新町 3530	0969-23-0172

平成20年3月末現在の状況です。今後、障害者自立支援法のもと、新サービスへの移行が進み、事業所等が変更になることがありますので、ご了承ください。

